

建設委員會議録 第八号

昭和三十一年二月十七日(金曜日)

午前十時二十三分開議

出席委員

委員長 徳安 實藏君

理事 内海 安吉君 理事 大島 秀一君

理事 萩野 豊平君 理事 薩摩 雄次君

理事 瀬戸山 三男君 理事 前田 榮之助君

理事 三鍋 義三君

理事 逢澤 寛君 大高 康君

久野 忠治君 二階堂 進君

松澤 雄藏君 山口 好一君

今村 等君 島上 善五郎君

渡邊 敏藏君

出席政府委員

建設政務次官 堀川 恭平君

建設事務官 (計画局長) 町田 稔君

建設技官 (道路局長) 宮澤 凱一君

委員外の出席者

建設事務官(計画局東北興業株式会社監理官) 小林 忠雄君

専門員 西畑 正倫君

二月十七日

委員高木松吉君及び山田長司君辞任につき、その補欠として荒船清十郎君及び原彰君が議長の指名で委員に選任された。

本日の会議に付した案件

道路整備特別措置法案及び日本道路公団法案について参考人出頭要求に関する件

道路整備特別措置法案(内閣提出第三三三号)

日本道路公団法案(内閣提出第二四二号)

東北興業株式会社法の一部を改正する法律案(内閣提出第三四号)

○徳安委員長 これより会議を開きます。

道路整備特別措置法案、日本道路公団法案を一括して議題といたします。質疑に入る前にお諮りいたします。理事会の決定によりまして、本案に対する参考人を招致し、意見を聴取したいと存じますが御異議ありませんか。

○徳安委員長 御異議なしと認め、さよう決します。なお人選時等につきましては、各理事と協議の上決定したいと存じますので、委員長に御一任をお願いいたしますが、御異議ございませんか。

○徳安委員長 御異議なしと認め、さよう取り計らいます。

○徳安委員長 それでは前会に引き続き本案に対する質疑を行います。前田榮之助君。

○前田(榮)委員 ただいま議題となっております。最初主として大臣にお尋ねいたしますのでありますけれども、大臣がたまたまおおいでになりませんか、政務次官、道路局長御両人に御質問申し上げますが、あるいは質問が大臣に適當だと思ふようなことはあつて

しにいたしても差支つかえございせんから、そのおつもりで御答へをお願いいたします。

第一に日本道路公団についてであります。道路公団を作られて、大體において七百八十八人くらいの人材があるという先日の御説明であつたのであります。この七百八十八人という人は、新しくいわゆる公務員といふべきものをふやされるのか、あるいはまた現在建設省の建設関係の事業に携わつておる人の職場転換をされるのか、この点をまず第一にお伺いを申し上げます。

○堀川政府委員 ただいまの御質問にお答へいたしますが、七百八十八人といふ八百人という数字は総体の人員だと思ふのであります。そのうち、建設省で現在有料道路をやつておる職員をその方へ回すこと、それから定員を減らすというわけじゃありませんが、とにかくそういう方法で、現在の建設省における職員によつて大體その程度の者が埋められる、こういう考えでおるのであります。

○前田(榮)委員 大體現在の職に従事されておる者を主として運営していくという御趣旨のようであります。新しくやらなければならぬと思われるものは大體何人くらいかと思はれるのか、その点お聞かせ願ひたい。

○堀川政府委員 ただいま直轄の方で有料道路に従事いたしております者は二百二、三十人おるわけでありすが、このうち関門の国道につきまし

ては、建設省に委託する考えでおりますので、實際に公団の方に持つてこなければならぬ人間は二十数名でございまして、それからその他貸付でやつております事業につきましては、府県の職員が従事いたしておりますが、これは公団の方に引き取る考えでおります。なお事業が増して参りますので、従来は二十億から二十数億程度の事業を行なつておりましたものが、三十一年度において八十億の事業を行うことになりまして、この分の人間が増して参ります。それは今概数でござい

ますが、約三百名程度はそれらの新しくふえる事業に対して増さなければならぬと考えております。

○前田(榮)委員 事業を遂行される点についての大體の人員だと思ふのであります。八百人といふ数字は総体の人員だと思ふのであります。そのうち、建設省で現在有料道路をやつておる職員をその方へ回すこと、それから定員を減らすというわけじゃありませんが、とにかくそういう方法で、現在の建設省における職員によつて大體その程度の者が埋められる、こういう考えでおるのであります。

○堀川政府委員 本部と申しますか、本社と申しますか、まだ名前はまだありませんが、これにも百名から百二、三十名の者は必要と考へております。これらの者の大部分は、建設省の配置転換で充足いたしたいと考へておりますが、なお足りないものがあつてと思はれますので、新規に建設省の

職員以外から求める数がある程度でございようかと考へております。

○前田(榮)委員 政府は、行政整理を全般的に行おうという意思があると思ひます。また当然終戦以来の日本の行政を全面的に整理しなければならぬ。しかもこれは能率的な行政を行なうためにはならぬ、近代的な政治の行方方を考へなければならぬと思ふのであります。そこで問題になるのは、人員の整理の問題が、あるいは社会不安を起したり、いろいろな関係から問題になるのであります。こういう公団を作る、公社を作る、いろいろなことをやるたびに、政府が企圖されておるところの行政の簡素化等が、むしろ複雑になる傾向が出てきておると思ふのです。

片一方では整理というふうなことで、退職金を与へ、いろいろなことをして人員整理をしたようでございますけれども、だんだんこういう公団やあるいは公庫だとか、いろいろなものができるたびに、建設省設置法のもとにおける人員はあるいは減つても、事実上建設行政に関する人員はふえてくる。また整理をしたといつても、いわゆる特別職といふもの、臨時要員といふもの、こういうもので今まで世間を占まされてきたような傾向があるのであります。公団をお作りになることはよくわかりますけれども、結局全体として行政の簡素化と人員の整理による国の行政費の節約、こういうことは逆行する結果になると思ふのであります。が、その点について、そういうことは

ないという数字的な説明がつくか、この点お聞かせ願いたい。

○堀川政府委員 御説ごもっともなのでありますが、大体御承知のように、本年までは二十五億ほどの予算で有料道路をやっておったのであります。それがまず八十億になり、また今後相当額に上るんじゃないかと、かように考えております。それから行きますと、どうしてもそこに従業するところの人員はふえていくという事は、これはどうしてもわかりきったことで、そこをおっしゃることだと存するのであります。御承知のように、前に私が申し上げましたように、できるだけ現在従業員しておるその人間を配置転換し、各県から応援を求めて、各県の整理人員もあることでありましょうし、そういうものをも合せてやっつけていきたい。かように考えておりますので、新しい、新しいといつて、今何も関係のない人をあまり採用するという意味じゃないのだと、かように私は考えております。

○前田(榮)委員 この点はもう少し政治の根本に於いて、また後刻大臣にお尋ねすることにしたしまして、日本道路公団法の第一条に目的が示されてあるのであります。この目的はこれであるのではありませんか、この道路公団法が行う事業の計画、これはどこに主体があるのか、こういう点をお尋ねするわけでありまして、それはすなわち、建設省の今まで持っておられる道路整備五カ年計画の範囲に即応して行われるのであります。この道路公団の役員でありますところの総裁、副総裁、理事、こういう方々は、この公団運営に對して責任者としてやるのであります。

が、この公団が行う事業、すなわち第一の目的の計画、これはもちろん建設省において行われるのだと思うのであります。この点の計画が、公団の役員がどの範囲で参画して行われるものなのか、ただ現在行なつて参りました直轄あるいはまたここに資料として示されている事業、これを総括する公団としても、相当事業はありますけれども、こういうことをやるためではないと思うのであります。将来の日本の道路行政についての計画に對して、公団の主体性はどうか、こういう点をお示し願いたいと思ふ。

○堀川政府委員 公団というものはどういう主体でやられるかということになりますと、御承知のように役員があり、また役員によつて公団の行ないいろいろな範圍を審議し、そして建設大臣の許可を得る、こういうことになつております。御承知のように、道路は古來天下の道路であつて、有料道路という、いわゆる金を払つて通るのが本體じゃないに、これは無料で政府が行うことが本體であるかと存するのであります。それが變則的にこういう有料道路を作らなければならぬという事は、何と申しまして日本の財政のしからしめるところであらうと存するのであります。そういう意味から行きますと、御承知のようにガソリン税を目的税として、道路を促進しようという事で、五カ年計画を立てたのであります。二千六百億も要するその五カ年計画をガソリン税のみでやるというたしきでも、現在三年で四二%しかできておらずに現状であります。その上に、それ以外に相当要望され、そして必要な道路があら

こちらとあるということは、現在御承知のごとく有料道路にしてやっつけていきたいというもののみでも三千億もあるという現状であります。でありますから、国民にはんとうに必要であつて、ここをどうしてもやらなければならぬ、それには有料道路でもかまわぬというところを選定して、それを建設大臣が許可したものであらうといふことになつていくのだらう、私はかように考えております。

○前田(榮)委員 私の質問の仕方が悪かったかもしれせんけれども、私が質問を申し上げておるのは、たとえこれに類似したもので住宅公団がある。住宅公団は、建設省で住宅計画を立てられて、その立てられた範圍の中で何處門で何戸を建て、こういう範圍を住宅公団に指示される。その範圍での仕事をやる。こういうことになつてゐるので、これはどうして完全に指示された計画を遂行していくか、こういうことで大體においていいと思ふ。ところが、道路に關する限りは、そういうことでないと思ふ。橋を幾つ、トンネルを幾つやれ、こういう計画ではないと思ふ。しかも道路は、一つの道路を作つてもそれに付随したいろいろなものがある。この法律の中にもあるように、駐車場が必要などというところもあるし、あるいは道路の支線との關係をどうするかといううなこともあると思ふ。そこで全体を含めた交通網、交通政策との計画がなければならぬのであつて、その計画全体はもとろん建設省が立てられるわけですから。何と道路公団にその計画を立てよというのではないと思ふ。ただその道路公団の方で最高責任者の立場に

おられる方々が、昭和三十一年度の事業、昭和三十一年度、三年度と、一応ある程度の長期計画も考えながら、その範圍ではどうしようにやっつけていくかという計画性がなければ、道路整備による目的達成という点に十分な点が出てこようと思ふのであります。そこで、道路公団の持つところの計画、それから、建設省全体との計画、これをどうしように調整していくか、こういう点が、この法文の中に明確に書くのは困難でもあるし、書いてもな。そこで、これを新しく二本の法律の中に制定して運営していくということになると、どの程度公団にそれをやらす方針であるか、こういうものが大體あると思ふ。ちよつとその点をお聞かせ願いたい。

○堀川政府委員 よくわかりました。御承知のように、今まで道路公団はなくて、今度いよいよ充足するのでありますから、さういふ目的、いわゆるいろいろな大計画を立ててやらなければいけないのではないかと、こういう御趣旨と存するのであります。そこで道路計画といふものは、大計画を立ててやっつけていくことでなければ、意義をなさぬと思ひますが、その計画は道路審議会において大計画をいたして、その計画に基いて道路を新設したり改修したりなんかして今やっておりますが、今後道路公団ができましたと、その普通の一般財政からやる道路計画と、公団でやる道路計画とをこの審議会によってまず大計画をいたしまして、その計画に基いてわれわれはまた審議いたし、そして着工するということになるのじゃないか、私はさうに考へますが、道路局長からまた詳しくお

話申し上げます。

○富樫(凱)政府委員 道路整備特別措置法は道路法の特例的な処置として立てられたものでございます。御承知のように日本の道路整備がなかなか進んで参りませんので、民間の資金も入れて有料道路にして、日本の道路網の整備を進めたいという趣旨に出ているわけでありまして、従ひまして道路全体の計画につきましては道路整備計画として道路審議会にも諮問するべき事項であります。この審議会におきまして日本の道路の、有料道路も含めての計画を立てまして、それに基いて有料道路も整備していくということに考へてゐる次第であります。

○前田(榮)委員 それで道路公団自体としての計画を立てるということは、いわゆる道路整備五カ年計画に基く、あるいは道路審議会が決定されるその範圍で、それを取捨選択することも、たとえばその中のどの橋とどの橋をやりたい、こういう独自の計画を立てるということ自体もすべて建設省の指示に基くのであつて、一口にいへば道路公団は別に独自の計画性を持たなくても指示の範圍内でやっつけていけばいい、こういう程度のものなのか。何かやはり道路公団に相當——私がこれを御質問申し上げるのは、つまり総裁、副総裁というふうな人に計画を立てさせるといふならばやはり非常に高度な計画性のある人、また道路政策全体とのにらみ合せ等についても十分見識のある人を選ばなければならぬということになるし、ただ範圍内で執行していけばよろしいということになるなら、いわば行政手配というふうなものをただでよろしいということにならうと思ふ。

関係からお尋ね申し上げるのであるが、その独自の計画というものを立てさせるように考えられるのかどうか、こういう点をお尋ねしているのではありませんが、道路局長その点あなたの方のこれを立案されるときのお考えをお聞かせ願いたい。

○富樫(凱)政府委員 道路全体の整備計画につきましては、先ほど申し上げましたようなやり方で計画を立てるわけでございますが、これはいわば方針と申しますか、そういうことがきまるわけでございます。その方針に従って具体的な計画を有料道路にいたしますから、公団にはまた独自の有料道路に対する計画というものが出て参ることに考えておるわけでございます。

○前田(榮)委員 それではその次にお尋ね申し上げたいのは、第十九条の業務の点であります。業務の中の第一に料金徴収が規定されております。この料金はもろもろ道路の設備費を償った場合においてはというように一定の制限があり、その制限の範囲内において公団が建設大臣の認可を得て行おうと思っておりますが、その認可を得て行おう料金の問題は、大体公団の自由裁量——全然ワタのない自由裁量ということにはもちろんならないと思いますが、公団が何かの基準を求めて料金を取らせるようにするのか。この第一には「料金を徴収することができる」と規定されてあるのではありませんか、その料金というのは公団が一つの計算を立てまして、その計算の上に立ってもちろん取るとは思いますが、この料金をきめるのは公団がどの程度まで自由裁量ができるか、公団にまかせせるのか、こういう

点をお聞かせ願いたい。

○富樫(凱)政府委員 料金につきましては特別措置法の十一、十二条にきめられております。なお第十三条では運輸大臣の意見を聞くことになっておるわけでございますが、これらの基準に基きまして公団が料金をきめ、建設大臣の認可を受けて実施するということになるわけでございます。

○前田(榮)委員 それからその次の三に自動車駐車場の問題が掲げられておりますが、この文章によりますと「自動車駐車場の建設及び管理を行うこと」とあります。これは自動車駐車場というものはほかの団体、たとえば市町村その他の法人、こういうものも行うことができると思うのであります。これは「料金を徴収することができ、この自動車駐車場の建設及び管理を行うこと」とあるのではありませんか、これをそういう駐車場の建設管理を「行うことができる」という文章にしなかつた理由をお聞かせ願いたい。そうしておきますなら、やつてもやらなくても、都合がよかつたらやるということになるのではありませんか、これはやることと書いてあるのではありませんか、それはどういう理由でそう原案を作成されたか、お聞かせ願いたい。

○富樫(凱)政府委員 この十九条の三号は、公団のやる業務のうち有料自動車駐車場についていっているわけでありまして、公団のやる自動車駐車場の建設及び管理を行うこととしていっているわけでありまして、一号から五号までみな「行うこと」と書いてきめたわけでありまして、

○前田(榮)委員 その次にお尋ね申し上げるのは、第二十六条の借入金及び

道路債券の問題であります。この民間資金を利用される点は私も賛成であります。しかし政府がやる事業に民間資金を入れるため債券を発行していかうかという問題があると思うのであります。これは政府の根本方針に触れることでありますから、大臣や大蔵省関係にお尋ねすることとしたとして、ここに道路公団が発行いたします道路債券を大体五十億と予定されているようにありますが、この発行する条件、利率その他についてのお考えをお示し願いたいと思ひます。

○富樫(凱)政府委員 公団は三十一年度におきまして五十億の公団債を発行する計画にいたしておりますが、この公団債は百円の額面が九十九円五十銭で売られ、利率は七分五厘、一年据え置きで六年で償還、全部で七年で償還するという考えをいたしております。

○前田(榮)委員 この公債発行の詳しいことは大蔵省関係が必要だと思ひますが、大体道路公団の持っている財産——これは私はしろろとであるいはお笑いになるかも知れませんが、こういうものに対しての債券を発行されることはこれは問題ではないと思ひますが、これがために聞かなくては、ごさいませんけれども、道路公団のたとえば橋梁といふようなものと外資導入といふようなことの問題は、今はごさいませんけれども、もしそういうものがあった場合に、この公団の財産といふものは問題になる場合においては、これはやはり抵当権の設定を行ひ得るのかという点について、私しろろとと思ひます。

○富樫(凱)政府委員 外資の問題はたゞいまのところ公団では考えておられないのでございますが、抵当権の設定につきましては、この公団の財産である道路につきましては、この公団の財産でできないことはいわゆる抵当権の設定はできません、道路を抵当に考えることは適当でないと思ひますので、二十八条であります。政府の債務保証をするに考えておるわけでありまして。

○前田(榮)委員 これは法案と直接関係がある問題ではございませんけれども、ここで一つお尋ねを申し上げておきたいのは、将来日本の道路網の完成に重大な役割を持つべきものは、今参議院で継続審議をいたしてあります。経費道路でなければならぬことは本委員会でも認められ、全員一致賛成で御通過をなさつておるのであります。この経費道路のような大事業を行うことが予想されるのですが、これらはもし施工するといふことは、これらの道路公団がやるのが適当ではないかという説もあるのではありませんか、こういう大事業がこの公団で行われるようになるものかどうか。これは関門トンネルや一つの橋などとは趣きが違ふのであります。将来こういう大きな事業を道路公団に行わしめるという予想のもとにこの道路公団法をお考えになったか、この点をお聞かせ願ひたい。

○富樫(凱)政府委員 ただいま参議院で継続審議になっております経費自動車道につきましては、自動車道が道路運送法にいう自動車道でございます。この公団の対象にはなつておらないわけでございますが、しかしあいう自動車道のような道路を設定いたし

まして、有料道路としての条件に合えば、それはこの公団ができることにならざるわけでございますが、この公団を考へました考への中には、高速自動車道を将来この公団が実施したいという構想で立てたものでございまして。

○前田(榮)委員 まだいろいろお尋ねを申し上げたいのでございますが、大臣に質問をした方が適當だと思ひるので、一応私はこれをもって打ち切ることいたします。

○三鍋委員 私、きょうはこの公団法を中心といたしまして、大綱に関する質問を大臣にいたしたいと思つておつたのでございますが、まだ大臣がお見えになつておりませんから、政務次官から御答弁をお願いしたいと思ひます。

御承知の通り、道路というものは、人のからだにたとえてみれば血管に相当するものであると私は考へます。人体にくまなく大小の血管の網が張られて、初めてその機能が發揮されて完全なる人間が形成される、このように考へるものでございまして。この観点からいいますと、一國の文化の程度というのは、その進歩いかんは、その國の道路網の整備いかんによつて判断されるところがわが國の現状を見ますとまことに情ない状態でありまして。至るところで動脈硬化状態を來たしておる。また血管が破裂している場所もある。血管がまねく正常に行き渡つていないがために多くの資源が眠り、また産業の開發がおくれ、文化に恵まれなところの地域がたくさん残されておる、そういう実情であります。一方心臓はどうなつていられるか、と、疲れ果て

ておる。これは榮産が十分に補給されていらないからであります。こういう状態ではないかというので、衆参両院一致いたしまして、可決したいわゆるカンフル注射とでもいいますか、あるいは榮産の補給とでもいいますか、道路整備五カ年計画というものが通過したのでございませうけれども、この法案が初年度からもうこぎ回されて、地方道路課税はかきむしられたり、あるいはまた道路公団法というもののによつて何かねらわれているような感じがするのでもございませう。ちょうど一くらの砂糖はアリのがたかってくるような状態でありませう。これに對しまして、政府当局は道路を整備するという目的には変りはないんだ、このように御答弁になるのでもございませうけれども、特例がまた特例を作り、事業計画の一貫性を欠き、道路整備五カ年計画の目的がだんだんとゆがめられていく疑いがあるのでもございませう。たとえば住宅政策にいたしましても、私たちは公営住宅を強化して、適正な処置をとるべきであるという主張をいたしたのでございませうけれども、いわゆる住宅公団というものが設置され、そのしわ寄せが公営住宅の根本問題に押し寄せておる。この予算は削られて、そうして増改築の費用が十億以上も使用されないうで、とほうは迷つていっているといふやうな状態を考えますときに、私はやはり慎重に検討されなければならぬ問題である、このように考えるのでございませう。そこで私は政務次官に大まかな立場から二、三点御質問申し上げたいと思つたのでございませう。

あると思つたのでございませうが、三十一年度はたしか五十億見込んでいられるやうでございませう。また住宅公団に對しましては、本年度の五十二億に對しまして三十一年度は百億といつたやうに、三十一年度の予算を通過いたしますと、民間資金というものに多く依存されておるやうに思ひます。この民間資金の確保の見通しに誤まりがないのかどうか。もし資金が予定通りに集まらないときにはどうされようとするのか。ところが半面民間資金が非常にだぶつておつて、銀行の救済事業を始めたのではないかと、この法案に對する批判もあるのでもございませうが、もしそうだとするならば、この法案にも何か暗い影が付きまといつておるやうに思ひますのでございませうが、これに對する御所見はいかがでございませうか。このやうにいたしまして、政府は明年度も公債の発行はやらないと公言いたしておりながら、實質的には公債発行にひたし、民間資金の活用というカムフラージュによつてやつておるのであるのか。私は堂々と公債を発行されるべきであると思つたが、これらの点につきましても政務次官の御所見を承つておきたいのでございませう。

はふえる、あるいはまた郵便貯金もぐんぐんふえていくといふやうな時代でありませうので、この点を活用していてもインフレにはならぬのじやなからうか。そして重要な施策に持つていくことが、いわゆる日本の基礎を強固にするものじやなからうか。また公共事業に對しましてこれをどうしどしやることも、完全雇用の域に達していくのじやなからうかといふやうな、あらゆる面から考へて、この民間資金の活用というものが必要な時期にきたのではなからうか、かように私は考へるのであります。

なおまた来年になったら、またまた同じやうなことをいつて、こういうことをやるのじやなからうかと言われまが、私、堀川個人としては、もうそろそろ公債を発行してもいいのじやなからうか。お尋ねのやうに、私はそういう時期がもうきておるのじやなからうかと考へるのであります。これは私個人の私見でありますので、政府を代表したのではないことを御了承いただきたいと思ひます。

○三編委員 私はこの問題は政府も非常に苦慮されておると思つたのでございませう。私たちは、やはりインフレの相を内蔵してあるといふ一応の見方をしておるのでございませう。

次に、ただいま前田委員からもちよつと触れられたと思ひますが、二十二国会でありましたか、衆議院の全会一致で通過した国土開発縦貫自動車道の法案に對して大臣はどのように考へておられるか、これを政務次官にかつてお聞きしたいのでございませう。

参議院では審議未了になつたのでありますが、御承知の通り四百三、四十名の

の与野党を問わない共同一致の提案だつたと思つたのでございませうが、こういう重要法案に對する政務次官の御見解を承けたい。私はこれは画期的な国土の総合開発あるいは戦争によつて失われた多くの土地を国内に求めての構想であると思つたのでございませうが、これに對しまして大臣初め建設当局はどれほど熱意があるのかといふことに疑いを持つたのでございませう。これを放棄いたしまして、この道路公団法を非常に熱心にやられるといふことは、何か顔をさか手でなでられたやうな気がするのでございませう。どうでございませうか。この縦貫自動車道につきましても政務次官の考へは、今後これを何とか成立させるための努力をなすお持ち続けたいか、これに對する予算措置をどのように考へられてゐるか、こゝらあたりの御見解を承わりたいのでございませう。

○堀川政府委員 今御質問になりました縦貫道路の問題は、前にも少しお話しになつておられたやうに、ほんとうに必要なんだらう、御承知のやうに、両海岸の方は都市も相当充実し、そして道路の面あるいは列車の面、いろいろの面の交通網が相当行き渡つてきたやうに存するのであります。こういうときに當りまして中央にいわゆる背筋を通して肋骨を作つていくといふことが日本の産業に一番必要な面になつてきておるのではないかと。いわゆる奥地開発に對しましては相當に効果もたらされることはわかり切つておるのであります。御承知のやうに何を申しまして、日本の中央は山ばかりでありまして、トンネルばかりを通りしてやつていくことが日本の産業に効

果をもたらすゆゑであるかどうかといふことを考へますときに、あるいはトンネルも作り、多少へんびでも山の中を通り、また相当平野のところも通つていくといふことでなければ、百年たつてもできぬやうな方法を考へてみても、日本の発達にはならぬ、私はかように考へるのであります。そこでこれに對する熱意はどうか、さうお問ひになつたことと存するのであります。が、その熱意に對しましては大臣あるいは建設省部内の首脳部全部がこれに對して相當早く着手したい、さういふことで、すでにこれに對しましての調査を進めつつあるやうな現状であるのであります。つきましては、私は大臣とはときどき話しておるのでありますが、われわれの建設省におる間があるいはあと三月か四月か知れないが、できればそのうちに、一本のくいでも立てたい、さういふやうな考へをいたしておることは、大臣も變りないと思ひます。

○内海委員 関連して。ただいまの政務次官の御答弁でございませうが、四月や五カ月など、そんな進退問題を考へないで、少くとも今の縦貫道路問題というのは、前国会においてほとんど挙一致の態度をもつて提案されまして、私がちよつと委員長として取り上げて、非常に苦勞をして衆議院を満場一致をもつて通過したのであります。から、ぜひとも最後のどたんばまでも熱意をもつてこの法案の実行に力を注いでいただきたいといふことを要望しておきます。

○三編委員 ただいま前委員長が非常に苦勞されました立場からの御所見があつたのでございませうが、政務次官は

今道路公園が生まれようとしておるの
でございますが、今後なおどういふ公
園を作る考えでおられるか。というこ

さて私は、これは根本問題に触れるわけでございますが、政府は、というより保守政党の方々は、国の基本法を

のじやないか、このように考えるのでありますが、政務次官一つこれに対する御所見を承わりたいと思います。

やろうとは思わないのでございますが、ただ政務次官も、実際に地方の災害状況とかいろいろな問題に携わられ

もう一つは、これも瀬戸山委員から要求のあった点だと思いますが、道路公団法ができました際におきまして

の、でそれをこらへたい、だから、といふ、さういふ、が、会社は設立以來二十年間にわたりました。直營の事業とそれから、投資事業とをやつて参りました。直營の事業は二十年間に二十五種類の事業を経営いたして参りまして、その内、は事業実績のところにある通りでございます。この事業実績の二ページを開きいただきますとわかりますが、

在なお直営いたしております事業とい
たしましては、山形県に亜炭採掘の事
業をいたしております。木友鉱山と
申しております。それから福島県で石
灰窯業、カーバイドの工場を経営いた
しております。福島工場と申して
おります。それから秋田県に土地造成を
いたしまして、現在造成した土地を所
有いたしております。それ以外にやり
ました直営事業は、主要事業概要のと
ころに書いてありますように、おもな
ものはこの通りでございますが、終戦
後の各種の統制撤廃その他の理由によ
りまして整理をいたしまして、ただい
ま申しましたように三つの事業を直営
いたしております。

〔荻野委員長代理退席、委員長着
席〕

投資事業は一番終りの表にあります
ように、今までに九十九の会社に投資
をいたしたのでありますが、現在はこの
うち二十九の会社に整理をいたしま
して投資をいたしております次第でござ
います。その総額は一億九千万円とい
うことでございます。

そこで、会社の今後の事業でござ
います。今後とありあえず東北地方で特
に資源の豊富なる石灰石を利用いたし
ましてセメント事業を起すことを計画
いたしました。セメント事業は総額十
四億円を要するのでございますが、そ
のうち五億円が一般の財政投資等によ
りましてまかなうことを得る見込みが
立ちましたので、残余の九億円につき
まして三十一年度において社債を発行
いたしまして、これを調達することに
計画いたしております。このために債
券の元利につきまして保証をいたし
ますことが債券調達上必要と

なりましたので、従来からこれに関し
まして東北興業株式会社には規定が
ございましたので、ただその規定が、
この法案の提案の理由でも大臣から申
上げましたように現在死んでおりま
す。それを特に生かす必要が生じま
して、生かすための改正法を御審議
いただくために提案になっておる次第
でございます。

なお東北興業の将来についての指導
等に関する政府の所信に關しましては
だいま御質問があったわけございま
すが、東北興業は、戦前におきまし
て、非常に東北地方の振興に貢献をい
たして参りました。終戦以来債券の
調達等が不可能になりました。その他
各種の事情で事業がきわめて萎縮した
て参りました。今後東北地方の振興
が特に必要と考えられております。その
で、その一翼をになわせる意味におき
まして、この事業を計画いたしました次第
でございますので、監督官庁でござい
ます建設省といたしまして、十分に
監督指導を徹底いたしまして、この事
業の成功を期待いたしておる次第で
ございます。

○内海委員 本日この問題が委員会に
提出されるとは思わぬで、あるいは不
用意な質問をするようになるかもしれ
ませんが、その点はあらかじめ御承知
の上御答弁を願いたい。東北興業の必
要であることは今から申すまでもない
のであります。昭和九年に特に東北
六県が、積雪寒冷地帯地帯、あまつさ
え各河川がはんらんいたしまして、年
々襲われるところの水害を根本的に取
り除くというような立場からいたしま
しても、東北興業の使命の重大なるこ
とは今から申すまでもないのでござい

ますが、どうも本日のこの御計画の説
明を聞きまして、東北開港の一環と
してこういう事業計画をされたという
ことであるが、最初九十になんなん
とすところの大小会社に対して、ある
いは投資あるいは協力態勢をとって参
りました。この東北興業会社、すなわち
東北開港の唯一無二の会社であったは
ずなのであります。ところがその後九
十の大小会社が二十五社になり、ある
いはさらに十一社を目的として今日こ
ういったような一つの案を出されると
いうことは、果たしてどうも東北興業の
本来の使命そのものを完遂するための
熱意なり、努力なり誠意なりがあるの
かどうかという点に対して、私は少
からず疑問を持っております。これは
ます。これに対して簡明率直な、いつ
わりのないところの御答弁を一つ与え
ていただきたいと思います。

○町田政府委員 内海先生の今の御質
問はごもっともでございます。一時
九十九社に及びます投資会社を持って
おりましたのに、現在は投資会社の数
も二十九に減っております。非常に東
北興業株式会社としましては事業の縮
小をしておるのでございます。一時か
ら比べますと大へん東北振興のために
力を弱めておるといふように考えら
れるのでございますが、これは先刻も
ちよつと申し上げましたように、二十
一年の八月に会社経理応急措置法に基
く特別経理会社に指定をされまして、
当時事業の整理をせざるを得なくなっ
たのであります。そのために整理をい
たしまして、現在投資会社の数が二十
九社に減ったという事情がございま
す。

いたしました資金は、東北興業株式会
社法の債券を出す際には、政府が元利
保証するという規定に基きまして、非
常に容易に債券の発行ができたのであ
りまして、それに基づいて資金を調達し
て会社の投資をいたしておたのでご
ざいます。終戦後元利の保証を政府
がすることを禁止せられたので、
それによりまして資金の調達が不可能
になった。そういう関係で新たな投資
をするのができなくなったという
ような問題がございまして、現在の状
況に至っております。でございます。

○内海委員 おもなる投資会社として
十一社が掲げられておりますが、東京
以北に当りまして私の最も要望してお
るものは船舶であります。三陸は、御
承知の通り日本における水産物の三〇
％以上の水揚げをもつて、水産三陸を
誇って参ったのであります。ところが
この十一社の中に、私の最も注目され
るのは東北船舶であります。今貿易の
面を見ましても、船舶が日本の輸出の
第一位を占めておるような現状であ
る。特に金華山を基地としての漁船団
を編成しなければならぬ。幾多のボ
ート船もありません。これらの船をどん
ど修理して、そうして東北開港のため
に、ひいては日本水産のために、堂々
と漁船団を組んでやるべきのときに
当って、東北にせつかく設けられた
ドックは、何一つ仕事をせぬでこのま
ま見送っておるといふような情勢で、
果して東北興業としての使命の達成は
できるでございましょうか。私は眼前に
展開されたこういう問題を取り上げ
て、民間と並行して進むこととする
が、この点に対してどんなお考え
を持っておられるか御答弁願いたい。

○町田政府委員 ただいま御質問の
ございまして東北船舶の問題でござい
ますが、東北船舶の親会社としまして、
東北興業がこれの再建に十分なる協力
ができておりませんでした点はきわめ
て遺憾であると思ひます。ただ先刻申
しましたように、むしろ東北興業とし
ては東北船舶の再建をはかるだけの力
がなかったというところが実情であつた
と思つたのでございまして、従来よう
に投資をする資金の獲得にきわめて容
易な状況のときでありましたならば、
おそらくはこれらの子会社につきま
しても、東北興業としては相当なる援助
をし得たと思つたのであります。これ
は援助するに方法を持たなかつた。そ
ういふ意味におきまして、おそらくは
東北興業が十分なる援助をしなかつ
た、できなかったというのが実情では
なかつたかと思つたのでございませ
う。今後こういふようにセメント事業等
をやります。会社自体としても力をだ
んづけることができたというには、
東北地方でやっております各種の事業
にも投資をして助けていくということ
が可能なる時代がくると私たちは信
じておるのでございます。

○内海委員 もちろんこの新しい計画
に基き、岩手県方面に対すセメントの
増産計画や、あるいは福島県下におけ
るこれらと同様な企業の旺盛を期する
ということは、これも東北振興のため
には、決して私は否定すべきものでは
ないと思つたのであります。戦後々々
という言葉をよくお使いになります
が、戦後において一番先に力を入れ、
そして融資の方法のあつせんをとつた
のは、何といつても日本水産を初めと

して、この漁船船団の編成に対する政府の力というものは、莫大なものがあつたのであります。そこで、漁船船団を組むに当たっても、母船のごときは、一船少くとも十五億ないし二十億という膨大な費用をかけて奨励している今日である。そこでこれと相マツチして、東北よりも東京以北に一つもないドック、これを何ら顧みないで、新しい計画に進まれるということは、果して東北興業に対する認識があるかどうかという点に対して、私は一点の疑いを持たざるを得ないのであります。

が、東北船渠に対してはどういうようなお考えを持って進まれる考えであるか、この際承わっておきます。あるいはあなたの方において御答弁ができません、これは無理かもしれませんが、いづれあらためて大臣に質問することになるかもしれませんけれども、あなたの答弁のできる範囲でよろしゅうございますから、お答え願います。

○町田政府委員 私から今の御質問に對しまして御満足のいくような答弁を今直ちにちよつといたしかねるのでございますが、きわめて抽象的なことを申し上げますと、東北興業は東北各県にそれぞれ事業を直営するなり投資するなりという方法をとるべきだと思ひます。それで一つの県だけに片寄るようなことのないようにいたしたいと思ひうのでございますが、そういう点から見まして直営事業はなお各府県に行き渡っておりません。投資の事業もまだ十分行き渡っておりません。將來はそういう点も十分考慮をして、直営事業もいたし投資の關係も考へていくというようにいたしたいと思ひます。な

お東北船渠そのものの再建について東北興業がどうするかということにつきましては、これは実は会社自体の問題でもございますので、私から今直ちに御答弁申し上げることは不適當かと思ひます。御了承願ひます。

○内海委員 よくわかります。ところで一地区に片寄ることはどうかというお話であつたようですが、港灣とかあるいは河川とかあるいは電源の開発というようなものは地区や地域にこだわつてはできるものではありません。このドックというものは地形から見ても、それからまた海洋の図面から見ても、それが何かの位置から見ましても、絶対にこれは不可欠の条件を持っているのであります。それを十分お考へ願つて、ぜひともこれは再建方面に向つて力を注いでいただきたいということを御要望申し上げます。いづれ詳しいことは大臣と……。

午後零時五分散會

○徳安委員長 本日はこれにて散會し、次會は公報をもつてお知らせいたします。